

兵労基発 1226 第 1 号
令和 5 年 12 月 26 日

建設業労働災害防止協会
兵庫県支部長 殿

兵庫労働局労働基準部長



新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）に悩む方
の治療と仕事の両立に向けた取組の周知協力依頼のお願いについて

労働基準行政の運営につきましては、日頃より格別のご理解とご協力を賜り厚くお
礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）にかかった後の症状は、ほとんどの
方が時間の経過とともに改善しているとされておりますが、いまだ不明な点が多いもの
の、一部の方で長引く症状（いわゆる後遺症、以降「罹患後症状」という。）がある
ことがわかってきております。

厚生労働省では、下記「参考」のとおり、ホームページにおいて情報発信を行うなど、
罹患後症状に関する理解の促進に取り組んでいるところですが、今般、治療と仕
事の両立支援等の観点を含めて、職場における罹患後症状に関する理解を一層促進す
るため、別添リーフレットを作成いたしました。

つきましては、本リーフレットをご活用いただき、罹患後症状に悩まれる方々への
ご案内や貴団体傘下の事業場に治療と仕事の両立に向けた取組を周知いただくなど、
罹患後症状への理解促進にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

（参考）厚生労働省ホームページ
「新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00402.html

QRコード

